

(相模原市私道敷地の寄附等及び整備に関する要綱 第2号様式)

※ この承諾書に署名する際、各内容について御理解の上、承諾者本人が自署し、ご提出ください。

隣接土地所有者承諾書

年 月 日

相模原市長 あて

承諾者

氏名

(住民票の)

住所

電話

()

次に掲げる私有地に隣接する私道敷地の所有者が、当該私道敷地を市へ寄附し、道路の整備(側溝整備を含む。)を申請することについて、事業促進のため、今後行われる境界確定等に協力することを承諾します。

なお、裏面の要件等を確認の上、了承することを申し添えます。

また、本事業の実施に関して必要となる連絡調整等について、相模原市私道の寄附及び整備に関する要綱第6条第2項の規定により選任された代表者に委任します。

当該事業の私道敷地に接する土地

番号	所在	地番
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

私道敷地に備える要件

- (1) 一路線全ての私道敷地が市に寄附されること。
- (2) 私道敷地が分筆されており、当該敷地の登記図面、開発道路等又は位置指定道路の図面及び現況が一致していること。
- (3) 私道2項道路にあつては、当該道路の敷地と隣接地との境界を明らかにした図面が作成されており、当該道路の敷地の隣接土地所有者から境界の承諾を得られていること。
- (4) 道路管理に支障となる私権の設定がないこと又は解除することが可能なこと。
- (5) 支障物件が存しないこと。
- (6) 私設上水道施設が存しないこと。
- (7) 私設下水道施設がある場合は、下水道管理者との間で当該施設の取扱いについて協議済みであること。
- (8) 開発道路等又は位置指定道路にあつては各々の基準による隅切が、3号道路又は私道2項道路にあつては道路の交差部に斜辺長2メートル以上の隅切が、確保されていること。
- (9) 開発道路等にあつては開発道路等となった日から、位置指定道路にあつては位置指定道路の公告の日から、5年を経過していること。
- (10) 建築物の敷地が接道していること。
- (11) 相模原市道路認定基準要綱(昭和62年9月1日施行)に定める要件(道路の延長に係るものを除く。)を備えていること。この場合において、延長35メートル未満の行き止まり道路である場合は、転回広場等の設置に係る要件については、適用しない。
- (12) 雨水排水について、公共用地を経由して既存の公共排水施設への流下が可能であること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

要件の特例

- (1) 申請しようとする土地(私道敷地又は後退用地)のうちに、寄附できないものがある場合でも、市がやむを得ないと認める場合は、当該土地の寄附に代えて無償使用承諾により申請することができます。
- (2) 申請時点において備えていない要件がある場合でも、市の指定する日までに要件を備えることが見込めるときは、申請することができます。